

令和3年3月定例教育委員会会議録

令和3年3月定例教育委員会は、3月4日（木）大府市役所5階 委員会室1に招集し、次のとおり審議した。

○出席した委員

一番席委員 西村 和子 二番席委員 富田 良平 三番席委員 竹中 万里
四番席委員 浅井 宣亮 五番席委員 永田 司

○議案説明のため出席した事務局職員

教育長、教育部長、指導主事(2)、学校教育課長、学校教育課学校教育係長、学校教育課学校教育係主査、学校教育課学校施設係長、学校教育課放課後係長

○傍聴者

無し

○提案議案

議案第

- 7号 令和3年度教職員人事異動について
- 8号 令和3年度大府市学校教育の指針について
- 9号 大府市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
- 10号 大府市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 11号 大府市教育委員会会議規則の一部改正について
- 12号 大府市教育委員会公印規則の一部改正について
- 13号 大府市教育委員会表彰規則の一部改正について
- 14号 大府市教職員安全衛生管理規則の一部改正について
- 15号 大府市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について
- 16号 大府市奨学金の支給に関する条例施行規則の一部改正について
- 17号 大府市野外教育センター管理規則の一部改正について
- 18号 大府市放課後児童健全育成事業実施規則の一部改正について
- 19号 令和3年度大府市奨学生について
- 20号 大府市教育委員会の後援及び推薦に関する要綱の全部改正について
- 21号 キッズマネースクール オンライン校の後援申請について
- 22号 家庭教育講座の後援申請について

報告事項

- 1号 小中学校現況報告について
- 2号 みんなでつくるこども夢の商店街 ハタラクキッズモールの後援申請について
- 3号 リトミック発表会の後援申請について
- 4号 2021 第28回国際ピアノコンクール in 知多の後援申請について
- 5号 2021 国立ポリショイサーカス夏休み名古屋公演の後援申請について

開会時間 午後1時30分

閉会時間 午後3時41分

発 言 者	要 旨
教育長	<p>それではただいまから、令和3年3月の定例教育委員会を始めさせていただきます。</p> <p>前回の会議録承認につきましては、先ほど教育長室で御承認いただきました。ありがとうございます。</p> <p>続いて教育長報告をさせていただきます。前回は2月8日でしたので、それ以降につきまして御報告をいたします。</p> <p>2月12日、大府市教職員安全衛生委員会を神田小学校で行い、校内の巡視及び議事の取り回しを行いました。今年度の報告の中で、市内教職員483名を対象とするストレスチェックの結果の報告では、高ストレスの教職員の割合が年々減っており、喜ばしいことと受け止めています。2月15日、今年度3回目の総合教育会議が開催され、皆様とともに出席し、議事の取り回しを行いました。この1年をかけて策定作業を進めてまいりました第3次大府市教育振興基本計画を決定し、そして4月から施行の運びとなりました。中学生の制服の検討につきましては、皆様から今後への貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。2月9日、市内校務主任会議に出席し、年度末から年度始めにかけての各種お話をさせていただきました。2月17日、大府市奨学金支給審査委員会を開催し、来年度の支給者選定につきまして、委員の皆様にご慎重に御審議いただきました。本日の教育委員会で皆様に最終の御審議をいただく予定となっています。2月19日、大府市適応指導推進会議を開催し、議事の取り回しを行いました。市内13小中学校及びレインボーハウスから不登校に関する取組の報告があり、共和病院名誉院長の榎本先生始め、スクールカウンセラーの方々から御助言をいただきました。2月22日、市内校長会議を開催し、令和3年度大府市学校教育の指針を始め、来年度の主となる取組について話をさせていただきました。また、今年度で退任される4名の校長先生方への御礼を述べさせていただきました。2月25日、3月の定例市議会が始まりました。一般質問では、教育委員会関係につきまして8名の議員の方々から質問をお受けする予定です。3月3日、市内4中学校で滞りなく卒業式が行われたと報告を受けています。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>それでは、協議事項に入りたいと思います。</p> <p>議案第7号「令和3年度教職員人事異動について」を審議いたしますが、人事に関する議案になりますので、大府市教育委員会会議規則第7条の2の規定に基づき、本件を秘密会とすることを発議します。賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
	ありがとうございました。それでは議案第7号については、秘密会とすること

発 言 者	要 旨
	<p>で議決いたしました。</p> <p>また、大府市教育委員会会議傍聴人規則第3条に基づき、傍聴人を認めないこととします。</p> <p>それでは議案の審議に入りたいと思います。議案第7号「令和3年度教職員人事異動について」を審議いたします。事務局よろしくお願いします。</p>
	<p>(秘密会のため会議録非公開)</p>
教育長	<p>議案第8号「令和3年度大府市学校教育の指針について」を審議いたします。事務局よろしくお願いします。</p>
指導主事	<p>議案第8号「令和3年度大府市学校教育の指針について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)</p>
教育長	<p>この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。</p> <p>はい、浅井委員お願いします。</p>
浅井委員	<p>新しく追加した「学習用デジタル教科書等ICT機器」という部分ですが、文脈的には、「学習用デジタル教科書などの」と理解される場合が多いと思います。例えばここに「学習用デジタル教科書や」といったように一言加えた方がよいと思います。デジタル教科書がICT機器のように誤解を招きますので、その点だけ気をつけた方がよいと思いました。</p>
教育長	<p>御意見としていただくことでよろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。</p> <p>はい、富田委員お願いします。</p>
富田委員	<p>2番の(4)で、私が学校現場にいたのは随分前になりますが、当時は英語を実施しているけど英語と言わずに、外国語と言ってきましたが、今はもう外国語という表現ではなく、英語という表現で通すようになっているのでしょうか。</p>
教育長	<p>事務局お願いします。</p>
指導主事	<p>確かにおっしゃるとおりで、外国教育という言葉で進んできておりますが、ただ、今は英語が通称のような形で、以前は教科書がない状態でしたが、教科書ができているところですので、英語という表現で記載をさせていただいております。</p>
教育長	<p>はい、その他いかがでしょうか。</p>

発 言 者	要 旨
	<p>一部検討させていただく課題が残りましたが、全体としては、これで御承認をいただくということによろしいですか。</p> <p>それでは、議案第8号については、承認するということによろしいですか。</p>
	(異議なし)
教育長	<p>それでは、議案第8号は承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第9号「大府市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を審議いたします。事務局よろしく申し上げます。</p>
学校教育課 学校教育係長	議案第9号「大府市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	<p>この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。</p> <p>はい、浅井委員お願いします。</p>
浅井委員	<p>2点お願いいたします。1点目は、方針の第5の2(2)です。就業から終了までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保するという文言がありますが、休憩時間というのは、本当に休める時間で、待機時間になると何か用件が入ったら勤務になるが、何もしなければ自由にしていという表現だったかと思います。私の感覚ですと、学校に出勤している先生が休憩時間を取れる状況にあるのでしょうか。私がアメリカで僧侶をしていた時は、休憩時間だったのですが、この時間は何もしなくていいとなると大分違うと思いますので、もし可能であるならば、先生にも休憩時間があればいいなと感じました。</p> <p>あともう1点の質問ですが、時間を超過した場合というのは、どのような対応を現在取っているのでしょうか。禁止する規則があるのであれば、超過した場合は、何かしっかりした対応を取ってあげたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
教育長	休憩時間については私の方からお話した方がよいでしょうが、可能な範囲でまず事務局からお願いします。
学校教育課 学校教育係長	2点目の勤務時間の上限を超過した場合の対応については、現状においても勤務時間の管理をさせていただいておまして、各学校の個人ごとで、月ごとに情報を教育委員会にいただいております。そこで、各教員の勤務状況を把握した上で、超過している職員については、教育委員会の指導主事から、各校長先生に対して御指導をされていると伺っています。
教育長	今回の規則と方針は管理をきちんとしていくというものですが、罰則規定は一

発 言 者	要 旨
	<p>切ありませんので、国、それから県に準じてこの規則と方針を定めておりますが、いずれの場合も罰則規定はありません。だからといって、目安や目標という安易なものではなく、徹底を求めてこれから行っていきましょうという強い意思を示すものとして受け取っていただけたらと思います。</p> <p>したがって、教育委員会は現場で管理をしてくださる校長先生に対し、時間を超過したことで責めるようなことはありませんし、我々にも責任がありますので、改善策を講じていくということになるかと思えます。</p> <p>それから休憩時間の問題は、学校関係ではずっと論議をされてきたところであり、御指摘のように、お子さんを学校で預かってお返しするまでの間に、教員に休憩時間が取れるのかというところが非常に難しいところがあります。これまで、一応規定の中に組み込んで、この他の時間が休憩になるという押さえ方で進めてきておりますが、これも今後の課題として取り組んでいかなければならないことだと考えています。学校で言いますと休憩時間に学校の門の外に出ていくことも本来権利ということになるのですが、出ていくと業務が成り立ちませんので、大変難しいことも含んでおり、引き続き検討課題になります。</p> <p>その他、御意見、御質問等いかがでしょうか。</p> <p>はい、西村委員お願いします。</p>
西村委員	<p>要望になりますが、先ほど、実際の時間の管理をカードシステムで管理することになると説明を受けましたが、把握している先生たちが、逆に追い込まれて家に仕事を持ち帰ってしまうとか、要は、表面上の勤務形態にならないかということをとて私は心配しています。状況を把握することは校長先生が管理をすることなので、持ち帰りなどが心配される先生がいましたら、本当にフォローすることがとても大事なと思いますので、御対応をよろしくお願いします。</p>
教育長	<p>この件につきましては、私の方から、年度初め4月の校長会で、改めてその点も含めて確認をしていきますので、よろしくお願いします。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p> <p>はい、富田委員お願いします。</p>
富田委員	<p>質問と要望になりますが、カードシステムというのは、普通の会社にあるような朝出勤したら、カードを抜き差しして出退勤時間が確認できるもののでしょうか。</p>
学校教育課 学校教育係長	<p>I Cカードでタッチして認識し、記録をデータで処理できるものになります。</p>
富田委員	<p>質問については今のことで分かりましたが、要望ですけど、私も学校現場にいた時に、教員の仕事というのは、他の職種と随分違う部分がたくさんありまして、朝</p>

発 言 者	要 旨
	<p>出勤して、そこから学校にいますが、部活動の指導であったり、それから情報交換であったり、一般の会社では、仕事と休憩時間がはっきり分かりますが、教員はなかなか区別が付きにくいところがありますし、あまりにも時間について厳しく言い過ぎると、中には学校で仕事がやれないことをストレスに感じてしまう先生もいるのではないかと思います。働き方改革は非常に大切なことですが、あまり締め付けないようにしていただけると、どの先生もやりがいを持って業務に従事できるのではないかなと思いますので、上手な運用をよろしく願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>はい、よろしいでしょうか。この点につきましても、校長会と十分確認し合って進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p> <p>それでは、議案第9号については、承認するというところでよろしいですか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、議案第9号は承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第10号「大府市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を審議いたします。事務局よろしく願いいたします。</p>
<p>学校教育課 学校教育係主査</p>	<p>議案第10号「大府市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)</p>
<p>教育長</p>	<p>この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>はい。事務局の1課3係は、これまでどおりということです。係の名称が変わりますし、それから、3人の指導主事につきましては、これまで同じ職名でしたが、部長級の指導主事については、主席指導主事という名称になるということです。</p> <p>それでは、議案第10号については、承認するというところでよろしいですか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、議案第10号は承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第11号になりますが、議案第11号「大府市教育委員会会議規則の一部改正について」から議案第17号「大府市野外教育センター管理規則の一部改正について」までにつきましては、一括して審議を進めたいと思っております。事務</p>

発 言 者	要 旨
	局よろしく申し上げます。
学校教育課 学校教育係長	議案第 11 号「大府市教育委員会会議規則の一部改正について」から議案第 17 号「大府市野外教育センター管理規則の一部改正について」まで一括して説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。 はい、浅井委員申し上げます。
浅井委員	我々に関係する会議録の承認に関してですが、今まで会議録の承認はサインと押印と両方していました。規則が変わったところを見ると、サインも要らなくなっていると思いますが、その点について議案第 11 号の提案内容のところで、押印を原則廃止するためということではなくて、自署及び押印を廃止するためと表記しないと、正確ではないのかなと思いました。別に問題はないかと思いますが、以上です。
教育長	事務局申し上げます。
学校教育課 学校教育係長	正確にはこの議案においては自署を廃止するものですから、そのように記載することが正しかったと思います。ありがとうございます。
教育長	その他いかがでしょうか。 はい、富田委員申し上げます。
富田委員	<p>質問を 4 点申し上げます。</p> <p>まず、押印について、押印をなくして効率化を図るということは分かりますが、押印の一つの大きな意味として、本人確認という意味があり、私がそれを了承しましたという確認の意味があると思います。それで、諸外国を考えると、印鑑を押さなくても自分がサインすれば、本人の確認になるということで、外国は印鑑を使っていないと思いますが、この会議録の承認も両方なくしてしまったら、私たちが承認したという証拠が残らなくなる気がして、それが一つ心配です。</p> <p>2 点目は、次の議案第 12 号の公印について、学校印というのがありますが、学校現場では、学校印を使う機会はほとんどなく、学校長の職印を使う機会が多いと思います。その職印については、どうなるのか教えてください。</p> <p>3 点目は、先ほどの 1 点目の質問と重なりますが、結局、パソコン等で作成されたものは、例えば申請者にしても、文書を出す人の責任者の名前にしてもパソコンで打って、最後に印鑑があるから、その人の権限で申請や発出をしましたということになるのは分かりますが、入力された文字だけにしてしまうと、本当にこれは責任を持って出したものか分からなくなることを危惧していますが、その点について</p>

発 言 者	要 旨
	<p>はいかがでしょうか。</p> <p>4点目が、野外教育センターの関係で、性別はいいのですが、利用する方たちの人数と名前は知っておく必要はないのでしょうか。何か起きた時に、そこにどうい う方が利用しているかということを、センターの管理者が把握しておかないと心配 ですが、いかがでしょうか。</p>
教育長	事務局をお願いします。
学校教育課 学校教育係長	<p>まず1点目が定例教育委員会の会議録作成に当たって署名と押印の両方を廃止 してしまうと、確認した証拠が残らないのではないかなという御指摘について です。毎回、定例教育委員会の冒頭で前回の会議録を承認いただいたということを、 教育長から述べさせていただいて、それに対して皆様が了解して御認めいただけて いるかと思いますが、そのことが、会議録に残ることによって、前回の会議録が承 認されたということが担保されるので、その署名・捺印というものが残らなくても、 会議録として認められたことを担保することになります。</p> <p>2点目について、学校印をほとんど使わないということ、校長印がどうなるかと いった御質問かと思いますが。学校印につきましては、印鑑の廃止を検討する時点で、 私も廃止できるものかもしれないと思ひまして、各学校に調査をかけました。その 結果、使わないという学校がある一方で、使っているという学校もございました。 聞き取りによりますと、例えば生徒会の役員の任命を学校印で行っているような学 校や、賞状や任命状を学校印で作成している学校がありまして、本来の用途として 正しいかという議論はあろうかと思いますが、現状において、拙速に廃止してしま うのは時期早尚というような意見もございましたので、これについては継続的に本 当に必要かどうかというところを検討することといたしまして、今回については残 すというような判断をさせていただきました。校長の印鑑につきましては、現時点 でまだ使う用途としては残っているので、こちらは継続して使っていくという予定 でございます。</p> <p>3点目について、申請手続などで押印がなくなってしまうとその者が出したもの か分からなくなるといった御指摘ですが、これまでも押印を要する様式につきまし ても、例えば三文判とか、簡単に購入できるようなものでも申請を受け付けている わけでございまして、その三文判が押してあるということが、本人が出したという ことの担保には必ずしもならず、証拠として弱いというようなことがございまし て、国といたしましては、そのようなものの効力についてはさほど認めていないと いうところがあります。それであれば廃止したとしても問題はなく、むしろその押 印ということ以外の方法でもって、そのものを申請したということを確認するこ とを示しており、例えばその本人確認をするための身分証明書を確認するなど、他の 方法によって、その者が確かに申請したということを確認することができるとい うことから押印については廃止することが可能だという見解です。</p>

発 言 者	要 旨
	<p>4点目の野外教育センターにつきましては、今回の議案には含まれていませんが、名前と人数につきましては、別の様式で把握させていただきになっておりまして、そちらは継続して行ってまいります。</p>
教育長	<p>よろしかったでしょうか。 はい、富田委員お願いします。</p>
富田委員	<p>私は若い頃から親に印鑑は簡単に押しはいけないと言われ、特に実印は大事だから、簡単に押しはいけないことを受け継いできて、職場へ入った時に先輩から言われたのは、文書を出すにしても、受け付けるにしても、自分で印鑑をしたら、次の人に印鑑をしてもらえると、責任の大きさが印鑑を押すたびに薄くなっていくということと言われてきたものですから、印鑑の押された文書を見直してみると、すごく安心して、いろいろなことができたのですが、この教育委員会の中の決裁文書とか受付文書といったところの印鑑については廃止されるのでしょうか。</p>
教育長	事務局をお願いします。
学校教育課 学校教育係長	<p>内部の決裁の押印につきましては、今回の廃止検討の対象外となっております、そちらについては当面の間、継続することとなっております。</p>
教育長	<p>その他いかがでしょうか。 それでは、議案第11号から議案第17号までについては、承認するというところでよろしいですか。</p>
	(異議なし)
教育長	<p>それでは、議案第11号から議案第17号まで承認いたします。 続きまして、議案第18号「大府市放課後児童健全育成事業実施規則の一部改正について」を審議いたします。事務局よろしくをお願いします。</p>
学校教育課 放課後係長	<p>議案第18号「大府市放課後児童健全育成事業実施規則の一部改正について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)</p>
教育長	この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。
	(質疑なし)
教育長	それでは、議案第18号については、承認するというところでよろしいですか。

発 言 者	要 旨
	(異議なし)
教育長	<p>それでは、議案第 18 号は承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第 19 号「令和 3 年度大府市奨学生について」を審議いたします。事務局よろしく申し上げます。</p>
学校教育課 学校教育係長	議案第 19 号「令和 3 年度大府市奨学生について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	<p>この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。</p> <p>はい、浅井委員申し上げます。</p>
浅井委員	<p>個々のケースに合わせて、細かく審査するのはとても素晴らしいことだと思いますが、その一方で、対象外とされた方が、なぜ対象からはずれて、他の人が対象になったのかというような不平不満が絶対に出てくると思います。例えば、所得に関しても、一定の基準を持つが、少し考慮もされますから、例えば真面目に基準を確認した方が、自分は基準に満たないから今年は申請できないからやめようと諦めたかもしれないです。一方で、試しに申請して対象者となった方がいたとしたら、今年は諦めたという人にとって、とても失礼なことになると思います。この基準を基本とするとか、そのような文言が一言入っていれば、チャレンジする方も出てくると思いますし、より一層細かい親身になった審査ができると思いますので、よろしく願いいたします。</p>
教育長	事務局いかがでしょうか。
学校教育課 学校教育係長	御指摘も踏まえて、誤解がないように、表現について検討してまいります。
教育長	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>はい、富田委員申し上げます。</p>
富田委員	<p>例えば、会議において、どうしてこの結果になったかという情報公開請求があった場合、どこまで情報は公開するものでしょうか。よほど理由がつかないと、情報公開請求があったときに、説明できないと思いますが、いかがでしょうか。</p>
教育長	事務局いかがでしょうか。
学校教育課	個人情報に関わる部分は当然公開しません。申請された方が自分の情報を出して

発 言 者	要 旨
学校教育係長	欲しいということで申請されるのであれば、御自身の結果については開示することにはなりません。
教育長	いかがでしょうか。 はい、富田委員お願いします。
富田委員	この学力基準と所得基準があるにも関わらず、これをクリアしてない子たちが、認められているということであれば、基準ではなくて目安といった表現をした方がよいのではないかと思います。
教育長	事務局いかがでしょうか。
学校教育課 学校教育係長	募集の段階では、この基準を細かくは出しておらず、成績優秀であることなどを要件として提示していますので、同じようにしていきたいと思っています。一方で内部的な基準についてはきちんと整備をしております。
教育部長	補足になりますが、選考基準については、これ自体はそもそも公表をしておりません。浅井委員がおっしゃったようなことというのは、1番最初の本文のただし書のところに基準に該当しない場合においても、審査委員会が奨学生に選考すべきと判断した場合はこの限りでないとしてあります。よって、学力基準といったことは絶対でなく、審査委員会でその辺りを斟酌できるようになっております。
教育長	その他よろしかったでしょうか それでは、議案第19号については、承認するというところでよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	それでは、議案第19号は承認いたします。 続きまして、議案第20号「大府市教育委員会の後援及び推薦に関する要綱の全部改正について」を審議いたします。事務局よろしくをお願いします。
学校教育課 学校教育係主査	議案第20号「大府市教育委員会の後援及び推薦に関する要綱の全部改正について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。 はい、永田委員お願いします。
永田委員	細かく要件が並べられている中で、これからウェブで公開されるということです

発 言 者	要 旨
	<p>が、これをもとに申請を提出してこられると思いますけど、今までの中でも、後援申請が出てきて、ここで審議する中で、いろいろ商業目的や、宗教関係の案件もあったかと思います。これから、ある程度は提出時の面談の中で精査されて定例教育委員会に提出されるのでしょうか。</p>
教育長	事務局お願いします。
<p>学校教育課 学校教育係主査</p>	<p>現状として、受付時に精査しておりますが、なかなか全部を見切れない部分がありまして、基本的にはこの除外規定に該当しそうなものについては、お断りするという対応をしていこうと思っております。現状としても、審査してはいますが、商業目的ではないと申請者から伺ったものも、よく審査すると商業目的が垣間見える場合もございますので、基本的にはこの基準に合致するかどうかというところは、今後も同じようにしていきたいと思っております。要綱上規定が明確にされていなかったもので、要綱に明確に規定することで、非該当の場合は、受付はさせていただきますということが説明できるようになると考えております。</p>
教育長	<p>その他いかがでしょうか。 はい、竹中委員お願いします。</p>
竹中委員	<p>児童生徒に対して有意義である、それから児童生徒の参加ということが明確になるということが、私は1番大きいことだと思えました。それで、そのことを申請する段階で、ホームページなどを見れば分かることですが、基準が変わったということが、申請する側によほど広報をしないと、申請書類を作ってきてから市長部局に回してしまうことになるので、それ以前に対象が児童生徒に特化しますということを、市民が申請を出す時に分かりやすいように広報できたらいいと感じました。</p> <p>特に確認が必要となる団体は、問題がいろいろと起こって、例えば市吹奏楽団とか、楽友が今までずっとやってきたことを教育委員会に申請し、その都度、ここで審議するのは、少し疑問ですし、大人を対象にしているものと明確な場合は、市長部局で、教育委員会における講演会は、児童生徒を対象としていますということを、広く周知していただけることがいいかなと感じました。</p>
教育長	事務局いかがでしょうか。
<p>学校教育課 学校教育係主査</p>	<p>御意見のとおりと思っておりますし、我々の組織のことは市民の皆様にとって大変分かりづらいものだと重々承知しております。</p> <p>可能であれば申請を毎年出していただく団体は、連絡先等も把握しておりますので、この要綱の改正ということと、あと教育委員会の運用のところの部分については御案内を差し上げたいと担当としては思っておりますので、そういった形で広報</p>

発 言 者	要 旨
	<p>していきたいと考えております。</p>
<p>教育長</p>	<p>その他いかがでしょうか。 はい、浅井委員お願いします。</p>
<p>浅井委員</p>	<p>2点質問があります。まず一つは、今後は市長部局と教育委員会と2つ後援許可ということは、ほとんどなくなると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>あともう1点は、細かい基準が出来たということで、基準をクリアしているかどうか、事務局の窓口で判断して議案として提出するという事は、どちらかという私のイメージとしては、決定するのが事務局であって、案件として微妙なものだけが提出されるのは、それはそれでいいのですが、一般の方にとしてみると、教育委員会に審査をお願いしたのに事務局の窓口で受け付けできなかったというの、とても失礼にも感じる気がする、一体どのくらいの数が申請に来るのか分かりませんが、最初から基準がありますということは明確に言うておいて、ある程度クリアしているかどうかと審議が必要なものであれば、委員会に提出していった方がいいかと思いました。</p> <p>教育委員の立場からしてみると、教育委員会に申請したけど、却下されたという、なぜこれが却下されたかということが、我々が知らない間に却下されているというのは、おかしいと思いますので、私の希望としては却下した案件についても報告をできればいただきたいなと思いました。</p>
<p>教育長</p>	<p>事務局いかがでしょうか。</p>
<p>学校教育課 学校教育係主査</p>	<p>まず御質問の1点目の市長部局と教育委員会で完全に区別するかという御質問ですが、そういったことはないかと思っています。やはり市長部局にも申請されるけど、教育委員会の方でも対象となるものもありますので、基本的には2つの同時申請がなくなるわけではないと認識しております。</p> <p>2点目の申請却下についてですが、基準を満たさなければ審議する土台にはないと思いますので、申請をしていただかないという形にはなりません。確かに審査に迷うものも恐らく出てくると思いますが、そういった案件は委員会の場に提出させていただこうと思っておりますので、全く審議が不要な案件がなくなるわけではないと考えています。また、却下したものについての御報告については、この場ではお答えがしづらいので、一度検討させていただきたいと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>その他いかがでしょうか。 はい、富田委員お願いします。</p>
<p>富田委員</p>	<p>資料を読ませていただいて、今までもある程度このようなことがあって、申請</p>

発 言 者	要 旨
	<p>を許可するかしないかというのは考えてきましたが、より明確になって、内容的にもこれで良いと思っています。</p> <p>ただ、内容的に後援許可していいと思うものでも、児童生徒が参加できない場合には許可できないので、そのような時に果たしてこれでいいのかなあという不安を覚えました。その辺りはいかがお考えでしょうか。</p>
教育長	事務局いかがでしょうか。
学校教育課 学校教育係主査	<p>その場合は、基本的に市長部局に案内することで対応したいと考えております。教育委員会としては、子どもたちが参加できて、子どもたちにとって有益なものであることを基準としたいと考えております。今回の議案として提出した後援申請の案件も、新しい基準では該当しないこととなりますが、子育てという切り口では、非常にいいことだと思います。市長部局は、子育ての部局を持っておりますので、そういったところで後援の申請をいただくように御案内を今後はさせていただきますと考えております。以上です。</p>
教育長	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>はい、浅井委員お願いします。</p>
浅井委員	<p>オーケストラなど、学校音楽関係ですが、児童が参加するというのは、聴衆として参加するということも対象となるのでしょうか。それとも、出演、演奏する側にいなければいけないのでしょうか。</p>
教育長	事務局いかがでしょうか。
学校教育課 学校教育係主査	<p>児童生徒が参加することによって、豊かな感性や音楽性といったものを養うことになるので、子どもが聴衆として参加対象となっていれば基準を満たすものとしていこうと考えております。今回例年申請をいただいている案件の中に音楽会などもたくさんありますので、それらは、児童生徒の参加というのを想定しているかどうかを、申請受付時に把握していく必要があると考えております。</p>
教育長	<p>その他よろしかったでしょうか</p> <p>それでは、議案第 20 号については、承認するというところでよろしいですか。</p>
	(異議なし)
教育長	<p>それでは、議案第 20 号は承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第 21 号「キッズマネースクール オンライン校の後援申請につ</p>

発 言 者	要 旨
	いて」を審議いたします。事務局よろしく申し上げます。
学校教育課 学校教育係主査	議案第 21 号「キッズマネースクール オンライン校の後援申請について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。 はい、竹中委員申し上げます。
竹中委員	そもそもこのオンラインで開催する場合に予定人員 50 人というのは、50 人ぐらいしかできないということでしょうか。私が思ったのは、大府の小学生 4 年生から 6 年生は 2, 700 人ぐらい在籍しているわけで、その中の 50 人の子どもたちが参加できるだけとすると、内容は素晴らしいとは思いますが、教育委員会が推薦して後援すべきものか疑問に感じました。それで実績のところは 2020 年に個人宅にて親子向けに個別セミナーとか書いてあると、個人宅でセミナーをやるようなことと教育委員会が後援して、広く学校の児童に後援して呼びかけることが同じことに違和感があります。以上です。
教育長	その他いかがでしょうか。 はい、浅井委員申し上げます。
浅井委員	非常に有意義なセミナーかもしれませんが、この配布するパンフレットを見ると、例えば、5 月 29 日のところにお金持ちになるには、お小遣いが経済と歩むとありますが、この理屈からすると、お金持ちは素晴らしいという前提で話が進んでいる気がします。これを見ると、子どもの中でも格差があると思いますので、経済的な収入ですと、余裕のない子がこれを見ると私は駄目かと思う可能性があるもので、こういった内容を教育委員会が後援する必要はないと思いました。
教育長	その他いかがでしょうか。 はい、西村委員申し上げます。
西村委員	私もこの件に関しては、違和感があり、配布方法でも各小学校の先生方から、子どもたちに直接配布していただきたいとお願いをしていることや、チラシに文部科学省公認とか大きく謳っていますし、他にも 1 番最初に市教育委員会後援ということ強調しているので、いかにも教育関係者が推奨しているのを保護者の方が見ても誤解を招くと思います。また、義務教育では、全くお金のことを勉強させてないといったことが書いてありますが、そういうわけではないと思いますので、今回の許可は見送ったほうがいいと思いました。

発 言 者	要 旨
教育長	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>はい、富田委員お願いします。</p>
富田委員	<p>内容的に、小学校4年生から6年生については、金融教育を学ぶにしては違和感を覚えました。</p> <p>一つ要望ですが、学校現場にいた時も、時々チラシが送られてきますが、数えるのは先生たちで、配るのも先生たちですので、もし各学校へ配るという依頼が来たときは、仕分けをして送ってもらえるのかということを確認していただけると、現場では手間は大幅に省けると思います。</p>
教育長	<p>その他よろしかったでしょうか</p> <p>それでは、参加対象人数が少ないことや、チラシ等の表現のことを踏まえて、議案第21号については、否決することによろしいですか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、議案第21号は否決いたします。</p> <p>続きまして、議案第22号「家庭教育講座の後援申請について」を審議いたします。事務局よろしくお願いします。</p>
学校教育課 学校教育係主査	<p>議案第22号「家庭教育講座の後援申請について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)</p>
教育長	<p>この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。</p> <p>はい、富田委員お願いします。</p>
富田委員	<p>私は、申請内容を見て賛成したいと思いましたが、詳しく読むと保護者向けであるから、改正後は基準外となりますが、今の段階ではこれを許可しても大丈夫だと思います。</p>
	<p>(教育長退席のため、議事進行を職務代理者に交代)</p>
教育長 職務代理者	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>はい、浅井委員お願いします。</p>
浅井委員	<p>とてもいい内容である気もしますが、パンフレットを見ると、相談件数2,000世帯以上の子育て診断士、ファイナンシャルプランナーによるパパとママのためのハッピーマネー勉強会という感じになってしまうと、先ほどの議案を不許可として、</p>

発 言 者	要 旨
	この案件を許可するのは、筋が通らないような気がします。保護者対象となる点も踏まえ、不許可とするのも一つの案かと私は思いました。
教育長 職務代理人	その他いかがでしょうか。 はい、竹中委員お願いします。
竹中委員	私も定員が先着 10 名とありまして、0 歳から 6 歳以下の子どもを持つ子育てママを対象とすると、これは学校にチラシを配って欲しいということではないと理解してよろしいでしょうか。定員 10 人を 2 回ということで対象が少ないため、教育委員会が特に後援をして推薦するという必要はないと思いました。
教育長 職務代理人	事務局の方で確認していますか。
学校教育課 学校教育係主査	チラシの配布に関しては、確認は取れていませんが、先行して保育園にチラシの配布依頼があったことについて担当課から話があり、まだ後援の許可はしていないことを伝えました。直接申請者から学校にチラシを配るというお話は伺っていませんが、何かしら市内に配布する意向はあろうかと思えます。
教育長 職務代理人	その他いかがでしょうか。 はい、永田委員お願いします。
永田委員	私も浅井委員と竹中委員と一緒に後援はしない方がいいのかなと思っています。大府市の子育てが充実しているということで、0 歳から 6 歳の子供を持つ親のための講座ですけど、基本的には親のための金融講座としての捉え方が大きいと思うので、教育委員会として後援をしなくてもいいと思いました。 このチラシに 2022 年度から、高校で金融教育が始まりますと書いてあり、とても大事なことかもしれないですけど、文章を読んでいく中では、その子育て世代のお父さんやお母さんに対しての講座みたいな感じに捉えることができ、しかも先着 10 名という点から、後援をする必要はないと感じています。
教育長 職務代理人	その他いかがでしょうか。 はい、富田委員お願いします。
富田委員	私は、後援しても良いという立場です。それは、お金の話が先ほど出ましたが、私が学校現場にいる時に PTA の方々といろいろ話をしましたが、その時に子育てにはお金がかかるということを、具体例を入れて話をしたら、保護者の方から、何でもっとそういうことを早く教えていただけなかったかという声があったので、

発 言 者	要 旨
	子育てにお金がかかることは、若いお母さん達は知らないと感じました。そういったことも知るチャンスとして後援していいと思いました。また、愛知県教育委員会が後援しているのに、どうして大府市の教育委員会は後援しないという明確な理由が私は必要になるという気がしてなりません。
教育長 職務代理人	私は、先ほど富田委員がおっしゃるように内容はいいと思いますが、対象が今回0歳から6歳以下の子どもを持つ子育て中のママさんのためであれば、教育委員会として後援でなくてよいと思いました。市長部局には申請されているかどうか事務局で確認していますか。
学校教育課 学校教育係主査	市長部局には申請されてはいないようです。
教育長 職務代理人	その他よろしかったでしょうか それでは、委員の皆さんの意見を踏まえて、議案第22号については、否決することよろしいですか。
	(異議なし)
教育長 職務代理人	それでは、議案第22号は否決いたします。 続きまして、報告事項に入りたいと思います。 報告事項1号「小中学校現況報告について」事務局よろしくお願ひします。
指導主事	報告事項1号「小中学校現況報告について」報告
学校教育課 学校教育係主査	報告事項2号「みんなでつくるこども夢の商店街 ハタラクキッズモールの後援申請について」から報告事項第5号「2021 国立ポリショイサーカス夏休み名古屋公演の後援申請について」まで一括して報告
教育長 職務代理人	ありがとうございました。以上で終わります。 それでは、4月の出席依頼についてお願ひします。
学校教育課長	報告